

令和4年5月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年5月27日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時17分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
生涯学習部長 吉田 美和子
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
行政課長 増田 慎
高校教育企画室長 渡貫 由季子
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 下反 達二
学校支援課長 能條 直幸
生涯学習課長 信太 雄一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 5月定例会 会議日程

日時 令和4年5月27日（金）9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

報第3号

第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

2 協議・報告事項

報告1

令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

報告2

令和3年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

報告3

公私協調事業 神奈川の高校展2022全体事業計画について

とともに、学校におけるセクハラ行為の防止を図ることです。「(2) 調査対象等」の「ア 調査対象」ですが、県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）、県立特別支援学校（高等部）の全ての生徒と教職員で、調査対象人数は記載のとおりです。

「イ 調査内容」ですが、生徒を対象とした調査については、自身又は他の生徒が受けたセクハラについて調査しました。「ウ 調査方法」は、生徒を対象とした調査は、学校を通じて配付したアンケート回答用URL又は二次元バーコードを使って、自宅等でパソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して回答する方法で行いました。第2回については、「回答用紙」も配付し、県教育委員会あて直接郵送する回答方法も実施しました。なお、回答に当たっては無記名可としております。教職員を対象とした調査については、「調査用紙」に記名の上、セクハラがあった場合は、具体的内容を記載して校長又は校長が指定した者に提出する方法で行いました。

2/18ページをご覧ください。「2 調査の結果」です。はじめに、生徒に対する調査について、「(1) 回答状況」ですが、被害を受けたという回答は190件で、回答者の内訳は男子50名、女子106名、不明34件でした。「(2) 被害状況」ですが、被害を受けたと回答した190件のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答が96件、「他の生徒が被害を受けた」との回答が94件でした。「(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者」は、「先生」が最も多く49件で、次いで「生徒」の28件でした。「(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容」は、「必要もないのに体を触られた」が最も多く42件、次いで「性的なからかいや冗談などを言われた」が25件、「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」が15件、「女（男）にはまかせられない」「男（女）らしくない」など性別により決めつけられた」が13件などとなっており、延べ件数は138件でした。

3/18ページをご覧ください。「(5) 回答に対する対応等」についてですが、学校名が特定された回答189件については、当該校の校長に、アンケートの回答内容を県教育委員会から速やかに連絡しました。連絡を受けた校長は調査を行い、調査の結果、56件（40人）の教員による行為が確認されました。その内容については、女子生徒に対して下の名前と呼んだりしたもの、部活動中の生徒に対して性的なからかいや冗談にあたる発言をしたりしたもの、授業中に生徒に指導を行う際や注意を促す際に髪や頭を触るなどの身体接触を行ったりしたもの、生徒と話をする際や指導を行う際に距離が近いものなどでした。行為者が判明した場合は、当該教職員を校長が直接指導し、判明しなかった場合でも、教職員全体や生徒に対する注意喚起等を行うなどの措置を講じました。

次に、教職員に対する調査です。「(1) 報告状況」については、高等学校が4校、特別支援学校2校から、7件の報告がありました。「(2) 事案状況」ですが、報告事案は7件とも「他教職員からの目撃情報等」によるものでした。「(3) セクハラの実行者の内容」は、「必要のない身体接触」が5件、「指導場面等での距離感の近さ」が2件でした。「(4) 報告に対する対応等」ですが、報告を受けた7件については、県教育委員会から、当該校の校長に対して、回答内容を伝え、事実確認等の調査を依頼しました。校長は調査を行い、7件（6人）の教職員による行為が確認さ

れました。その内容については、生徒とふざけあって追いかけてまわしたもの、生徒の求めによりスマートフォンで写真撮影をしようとしたもの、部活動で生徒の体に触れて指導を行ったというもの、身体接触を通したコミュニケーションをとったものなどでした。校長は、当該教職員に対する注意、指導などの措置を講じました。

4/18ページをご覧ください。「3 総括」です。被害を受けたという回答は、前年度の32件から190件と大幅に増加しました。回答数が増加した要因ですが、年2回の実施となったこと、前年度から導入したインターネットによる回答方法が定着し、生徒がより回答しやすくなったこと、生徒に対してセクハラに関する啓発を継続的に実施してきたことにより生徒の意識が向上したことが考えられ、その結果、学校内外で見聞き等するセクハラが顕在化できたと捉えています。また、「他の生徒の被害についての回答」が全体の49%を占め、前年度の28%から増加したことも、生徒のセクハラに対する意識向上の表れと捉えています。被害を受けた生徒自身の対応については、「友だち、家族など身近な人に相談した」「先生や窓口相談した」「相手に伝えた」等、何らかの対応をしたとの回答の割合が、前年度の29%から42%に増加しております。また、事実確認された内容については、授業中における教員による不必要な身体接触や不用意な発言、配慮に欠けた行動などが見受けられました。部活動指導中に技術指導などのために行った身体接触などについて、周囲で見ていた生徒がセクハラと受けとめるといった場合も確認されました。

「4 今後の対応」です。教職員にセクハラの一つもりはなくても、生徒や周囲で見ている生徒・教職員がセクハラと受けとめる場合があることから、引き続き、アンケート調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラと捉えているのかを具体的に示し、注意を促していく必要があります。特に、授業中に生徒に注意を促すための身体接触、技術指導などの身体接触などについて、不用意な身体接触はしないとともに、指導を要する場合は言葉で丁寧に説明するなど、対応について注意を促す必要があると考えております。教職員の授業中の言動や例示等について、また、性的マイノリティに対する発言についてセクハラと受けとめるなど、セクハラに対する理解が進んだことが伺える回答もありました。今後も性的マイノリティにかかる啓発活動を含め、生徒・教職員双方に対して人権教育を進めてまいります。なお、令和4年度の調査においては、より実態把握がなされるように、設問内容を見直すなどの改善も行う予定です。

アンケート調査結果の詳細と調査資料については、5/18ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。報告は以上です。

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等はございますか。佐藤委員お願いします。

佐藤委員 私は一昨年までの件数が少なすぎるのではないかと感じておりました。今回の数字がある程度の数が出たということで、生徒の側が声を上げていいのだ、あるいは過去に声を上げたことによって改善が図られたというようなことを実感されたのではないかと感じております。ただ一方で、重い事案ほど声を上げにくいということはまだあるかと思っております。引き続き、感度の高い対応をお願いいたします。

教育長 事務局よろしいですか。他にいかがでしょうか。河野委員。

河野委員 私も佐藤委員と似ていますが、まず、回答する機会が増えたことと、それから回答しやすくなったということが、数の増加にもつながってきていることもあるかもしれませんが。それについては、佐藤委員が「少ないと思っていた」とおっしゃいましたが、私も同じような感想をもっておりましたので、これから少しずつこうして意見が上がってくるといいと思います。と言っても少し多いものですから、この数なのですが、複数の回答があつて、同一事象だったというようなことはなかったのでしょうか。まずそれが一つ目の質問です。もう一つ質問がありまして、3ページのところですかね。加害者として分かった教師に対して直接指導を行ったというようなことを伺いましたが、指導とはどのようなことをされたのか、この2点教えてください。

行政課長 まず複数の事案があつたかというのですが、一例になります、先生から自身が被害を受けたという形で49件の報告があります。その49件の内容には、複数の内容を含めているので、全部で58件の被害の訴えがあつたということがあります。そういった中で、調査項目の中では、例えば必要もないのに体を触られただとか、性別による決めつけがあつたという複数の項目のものも、今回、調査の中ではあつたという状況にはなっています。もう1点の教員への指導については、当該教員に関して校長が直接指導を行うとともに、職員会議等の場で周知をする、職場研修を行うなどの対応をとつたという状況になっております。

河野委員 確認してもよろしいですか。複数というのは、例えば、1案件があつて、それに対して、あの方からもこの方からも自分からもというふうに、こちらでは例えば5と出ているけれど、元は一つだったというような形で、多く出ているものがないかなという危惧だったのですが、それについて。もう一つ、先ほどの直接校長先生からのご指導というのは理解しましたが、それは、例えば面談を一对一とするような形をイメージしてよろしいでしょうか、研修のようなものでしょうか。

行政課長 まず1点目のご質問ですが、複数の生徒がそういった行為についてアンケートに記載したというふうな項目もあります。2点目ですが、校長等の管理職が、事実関係を確認した上で、当該職員に直接事実確認を行うとともに指導を行う、こういった対応をとっております。

河野委員 分かりました。

教育長 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 私も佐藤委員や河野委員と同じ感覚をもって、32件から190件については、プラスに受けとめることはできるのですが、多分まだまだ現実としてはあるのだろうなという

辺りがとても気になる場所であって、「令和4年度の調査においては、設問内容を見直すなど、より実態把握がなされるように改善する」と書かれているのですが、具体的に、現段階でどのような視点からの設問をお考えになっているかということも1点、まずお聞かせいただければと思います。

行政課長 質問項目の見直しについてですが、明確に実態を把握して、被害に対応できるように、セクハラの実態や、例えば被害を受けた場所など、あと時間、そういったことに関して、具体的な被害内容、状況等を把握することができるようなアンケート項目の検討を進めているという次第です。

笠原委員 場所であるとかは、上がってくれば、改善に向けた手立てが打てるというところにつながっていくと思いますので、是非こういう状況を改善するために、いろいろと皆さんからご意見をいただきながら、より良い質問項目にしていってほしいということを要望しておきます。

それからもう1点なのですが、他の教職員からの報告の7件、これについて、年代別が分かったら教えていただきたいのですが。

行政課長 年代別の数字は、アンケートの記載項目がこのような形になっているので取っていない部分がございます。

笠原委員 分かりました。

教育長 よろしいですか。他いかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 私から2点教えてください。見落とししているかもしれないのですが、アンケートを取りました、先生と生徒に取りました。そうしたら、アンケート結果の公表というのはどのような形で行われているのですか。

行政課長 アンケート結果については個人情報のこともありますので、今回こういう形で報告を取りまとめさせていただいて、教育委員会でご報告させていただき、ホームページでも報告資料を公開しているといった状況です。

吉田委員 この同じ内容がホームページに出て、生徒も先生もそれを見ている。

行政課長 そうですね。

吉田委員 この実数を出してしまうということですか。

行政課長 はい。

吉田委員 分かりました。もう1点。年に1回を2回にしましたということで、例えば、病院と常に比較して考えてしまうのですが、我々も患者満足度調査とか職員満足度調査、そういったものをやります。それ以外に、ご意見箱というのは大体準備しています。それは365日、何かあったときに意見が言えるというもの。学校はそういうものはありましたか。

行政課長 各学校に相談窓口を設置しておりますので、そういったものでのお話はあるかと思えます。

吉田委員 相談窓口というところに相談に行くということですか。

行政課長 そうです。

吉田委員 なぜそういうことを言っているかという、病院においてご意見箱というのは、例えば「医事課の受付がありますよ。そこにご意見箱がありますよ。」「それはいいですね。」ではないのだ。「あの人が入れたな」ということが分かるということ自体、意見を出すことを抑制しているということになる。だから例えば、公衆電話で電話をかけるふりをしてそこに入れると。誰が入れたということ匿名でやりたい場合だけど、そういったことを担保するような形でやる。それで、ご意見箱から集めるというのも、「どなたがやるのですか。」「はい、私がやります。」という形では駄目で、必ず定期的に2人でやる。つまり、「私の悪口を書いていたやつは大体まとめて捨てるでしょう」ぐらいの慎重さを持っている。「院長が大体見えています。」それも駄目。「院長への意見に対するものは揉み消すでしょう」ということでやっているの、公平性を保つために、定期的に2人以上の人で回収する。そして、それをちゃんと掲示板に掲示する。中には回答に値すべきものではないようなこともあるかもしれないけれど、それを「こういうふう回答しよう」ということを定期的に倫理委員会なりで話し合う。大体もうそんな時代になっていくのではないですかね。「相談室を設けていますので、来たらいいですよ」であればこちら側の満足。でも向こうとしては、ちょっとしたことでは「やはり行きにくいよ」ということ自体が、意見を出しにくくしているのかなという印象も受けるので。すぐにはなかなか難しいかと思うけれど、そういったものを積極的に取り上げていって、そして「公平に対応しますよ」という姿勢を出していくことがやはり大事なことになるだろうと、そんなふうに思っています。

行政部長 少し補足させていただきます。吉田委員ご指摘のとおり、やはり生徒から見て訴えづらいという部分があるかと思えます。ですから、こういった相談というのは複線化しておりまして、こういったセクシュアル・ハラスメントに係るアンケートもそうですし、今行政課長が申し上げた学校での相談窓口、これは各県立学校のポスターに必ずその学校の窓口を記載してあります。そういったものは学校で受け付けるもの。それから、総合教育センターの方で受け付けるもの。こういった生徒が訴えやすい場

所、そういったものをいくつか複線化して用意して、お答えしやすいようにといったことの配慮を今取り組ませていただいているところです。

教育長 笠原委員。

笠原委員 それに関連してなのですが、この後の体罰の実態把握の場合ですと、今回の調査で把握する以前に把握できているものという形で、日常的な把握の状況が、体罰調査と比較をしながら上がってきているのではないですか。セクハラの場合も、今のような、例えば吉田委員のご提案の中の相談があったとか、そういう相談箱に投書があったとか、セクシュアル・ハラスメントのアンケート以外に具体的に実態把握しているもの、日常的に把握しているものも、同じようにデータとして出すということも、ある意味すごく大事な視点なのではないのかと。このアンケートに答えられなくても、常に機会も保障されているし、積極的に対応しているということが分かるということ。体罰の場合は、成果が上がってきている部分があるのではないかなという気がするので、様々なやり方を工夫しながら、できるだけ良い方向に向かっていくような努力をしていただくことも必要なのかなと思います。

行政課長 笠原委員ご指摘のとおり、電話の相談窓口等でご相談があった内容を確認して、セクハラ行為、そういった相談を受けている状況です。対応に関して、同じような対応を行っているという状況にはあります。今お話があった、データとしてどういうふうに出していくかということ等も含めて、検討の必要性を考えてまいりたいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、委員の皆様から様々ご意見いただきました。このアンケートについては、2回ということと、さらにはインターネットを使っての回答ということで、回答数が今回増えた。県教育委員会事務局としても、この回答数が増えたということは、それだけ潜在化しているものが言いやすくなったのだというふうに捉えた上で、それぞれについて、しっかりとその後の対応をフォローさせていただいて、校長等からしっかりと当該者に指導する。あるいは当該者が特定できない場合は、教職員全体に対してしっかりと啓発をする。こういった取組を引き続き行っていくこと。さらには、今後行うアンケートについても、委員の皆様からの意見を踏まえて、より前に進むような形で取り組んでいただきたいと思います。

それではご質問がなければ、報告2に移ります。

報告 2

令和3年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

説明者 能條学校支援課長

学校支援課長 ファイル03をお開きください。報告2についてご説明します。本件は、令和3年度に実施した「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、ご報告するものです。

まず「1 県立学校における体罰調査の概要」です。「(1) 調査の目的」は、「ア」県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めること、「イ」各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進することの二つです。次に「(2) 調査対象、調査内容、調査方法及び調査対象期間」です。「ア 調査対象」は、「①」県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等を対象としています。「②」調査対象人数は、資料に記載のとおりです。「イ 調査内容」は、令和3年度の学校生活全般における教職員等による体罰です。「ウ 調査方法」は、「①」児童・生徒は、保護者の記載と併せて、パソコン、スマートフォン等から回答するか、学校で配付された回答用紙を県教育委員会に郵送していただきました。「②」教職員等は、回答用紙に記名の上で校長に提出しております。「エ 調査対象期間」については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

次に「2 市町村立学校における体罰調査の概要」です。「(1) 市町村における体罰調査」ですが、政令3市を除く30市町村で県の実施要項を参考に、各市町村教育委員会が定めた方法で、体罰の実態把握調査を行いました。「(2) 調査対象及び調査対象期間」です。「ア 調査対象」は、「①」市町村立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等を対象としています。「②」調査対象人数は、資料に記載のとおりです。「③」調査内容は、県立学校と同様となっております。2/18ページをご覧ください。「イ 調査対象期間」は令和3年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日までとして実施されました。

次に「3 令和3年度に神奈川県内で把握された体罰事案の状況」です。「(1) 体罰の発生状況」ですが、令和3年度に発生した体罰事案は、本調査によって把握された事案のほか、既に県教育委員会に報告され、対応している事案を加え、9件でした。その内訳は、県立学校で5件、市町村立学校は4件となりました。また、体罰の発生件数9件のうち、本調査で把握した件数は2件で、内訳は、県立学校で2件、市町村立学校は0件です。下の表をご覧ください。この表は体罰の発生した場面を、「授業中」「部活動中」などに区分して、学校種ごとに発生件数を記載しております。また、括弧内の数字は、今回の体罰調査によって把握された件数を内数として表記しております。「ア 県立学校」の表をご覧ください。令和3年度は、授業中に発生したものが高等学校で3件、特別支援学校1件の計4件、このうち2件が本調査により把握されたものです。部活動中に発生したものが高等学校で1件。県立学校では合計5件の体罰が発生しております。次に「イ 市町村立学校」です。令和3年度は、授業中で中学校1件、部活動中で中学校2件、特別活動中で中学校1件の合計4件の体罰が発生しております。そして、「ウ 総合計」ですが、令和3年度は、県立

学校と市町村立学校合わせて、表の最下段の合計欄に記載のとおり、9件の体罰が発生しており、そのうち本調査で把握されたものが2件です。

3/18ページをご覧ください。「(2) 調査によって把握された体罰事案の概要」です。「ア 県立学校」ですが、1件目は高校の非常勤講師によるもので、授業中、私語をした生徒を指導した際、教科書の平面部分で、当該生徒の頭頂部を叩いたという事案です。生徒に怪我はありませんでした。2件目は高校の教諭によるものであり、授業中、定期試験の点数が良くなかった生徒に対し、叱咤激励するつもりで、出席簿の平面部分で、当該生徒の頭部を叩いたというもので、生徒に怪我はありませんでした。「イ 市町村立学校」ですが、本調査によって把握された体罰事案はありませんでした。

次に「(3) 体罰事案の発生状況の考察と評価」です。「ア 事案の発生件数」は、「①県立学校」では、前年度の9件から5件へと4件減少し、「② 市町村立学校」では、前年度と同じ4件でした。「イ 場面別」ですが、「① 県立学校」では、授業中における発生件数が前年度の5件から4件に、部活動中における発生件数が3件から1件に、昼休み・放課後等における発生件数が1件から0件に減少しました。特別活動中における発生件数は前年度と同じ0件でした。「② 市町村立学校」では、授業中における発生件数が前年度の0件から1件に、部活動中における発生件数が1件から2件に、特別活動中における発生件数が0件から1件に増加しました。一方、昼休み・放課後等における発生件数は3件から0件に減少しました。

「ウ 考察と評価」です。令和3年度は、体罰の総合計件数が前年度の13件から9件へと4件減少しましたが、体罰の根絶に向けて、今後も継続した取組が必要であると考えております。また、本調査において把握された体罰事案は前年度と同じ2件でした。日ごろから、悪いことほど早く報告するよう周知を行っているところですが、引き続き、体罰が発生した際の学校から教育委員会への速やかな報告を徹底する必要がありますものと考えております。

最後に「4 今後の対応」です。4月26日に令和4年度教育委員会不祥事防止会議において決定された、体罰防止のための取組を実施してまいります。具体的には、「(1) 体罰の未然防止のための環境整備」として、複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備、「(2) 体罰防止リーフレットの活用の促進」として、「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属において研修で活用すること、「(3) 人権教育研修を実施」として、児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施することなどにより、体罰を認めない学校風土づくりに努めてまいります。

なお、4/18ページ以降については、参考として体罰調査の調査用紙などを添付しております。報告は以上です。

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等はございますか。

河野委員 質問ではなく感想でもよろしいでしょうか。今ご説明を伺って、本調査からは2件

であると。昨年度も2件で、同じ数であるということと、何か問題が生じたときには、早めに声が上がり、一緒にそれに対して検討する風土や体制ができてきているというのを、非常に感じながらご説明を伺いました。これは例えば、高校だけではなく、小・中学校も含め、県一体になって動いているのかというふうにこの中では読み取れたのですが、何かその辺で思われるところ等ありましたら、どんなことでもいいのでお伺いできればと思います。

学校支援課長　今回の調査結果等についても、速やかに、各市町村立学校を含めてお送りして、状況を把握していただくとともに、意識の啓発に努めていただいております。そうしたことが少しずつ定着してきていけばいいのかなと思います。

河野委員　先ほどのセクハラのときも思いましたが、やはり一つだけではなくマルチに仕掛けていって、色々なところで救い手もあるというか、そういう風土、体制ができるということが大変重要なのだなと思いましたので、引き続きよろしく願いいたします。

笠原委員　先ほどのセクハラの調査と体罰の調査、学校の様子を見ていくと、例えば学校教育の中で、学力向上、児童・生徒指導の対応と個別の問題として捉えていく。個別のことではなくて、やはりその底辺にどういう考え方をもって学校経営をしていくかということが大事な点だと思います。職員の入替えだとか世代交代で、やはり意識の変化というのは当然起こってくるものです。体罰事案が問題になったときに、体罰のガイドラインを作って、県と市町村で協力した体制を作ったという経緯があったわけです。一番下に書いてある人権教育研修という辺りとか、神奈川の共生社会、そういう辺りの何かきちんと土台になるところを押さえながら、やはりどういう子どもたちを自分たちが育てようとしているのか、そのために何が大事なのかという辺りのところは、是非、県も市町村も全く同じなので、そういった視点もメッセージとして伝えていただくといいことが、結果としていろんなところに、それは学力向上にもつながっていくだろうし、児童・生徒指導の、いじめだとか不登校であるとかという問題にも多分つながっていくことだと思うので、そんな意識をもって取り組んでいただくことがすごく重要なのかなという気がしますので、よろしく願いいたします。

支援部長　一人ひとりの子どもたちを大事にするとか、子どもの側に立って取組を進めていくということ、土台になる部分を、市町村、全県で共有しながらやっていきたいと思えます。県教育委員会としては、いのちの授業ですとか様々な取組がありますので、そういったところを切り口に、引き続き取り組んでいきたいと思えます。

教育長　他にいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、ご質問がないようですので、次の報告3に移りたいと思えます。

報告 3

公私協調事業 神奈川の高校展2022全体事業計画について

説明者 渡貫高校教育企画室長

高校教育企画室長 それでは、04のファイルをお開きいただき、報告3をご覧ください。「公私協調事業 神奈川の高校展2022全体事業計画について」ご報告させていただきます。

この事業は、高校進学を目指す中学生の皆さんに、神奈川の高校の魅力や特色などを周知し、進路選択の参考にさせていただくものです。昨年度は、主催者である神奈川の高校展実行委員会での検討の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、すべてのイベントを中止させていただくことになりました。今年度については、神奈川の高校展「全公立展」「全私学（中・高）展」「公私合同説明・相談会」を企画しておりましたが、これら三つのイベントのうち「全公立展」を中止としました。「全私学（中・高）展」及び「公私合同説明・相談会」については、現在調整中です。また、昨年度と同様に、「高校ガイドブック」を県内公立中学校等の3年生全員に中学校を通じて配付することとし、現在調整しております。作成については、各高校が学校紹介の内容等を記載し、製本と配送は神奈川新聞社が行います。

また、今後予定されている神奈川の高校展の詳細については、次ページの参考資料「公私協調事業 神奈川の高校展2022全体事業計画」をご覧ください。なお、ガイドブックの配付のほかにも、県内中学生への学校紹介の手立てとして、県立高校については昨年度に引き続き、令和4年度においても学校紹介動画の配信を行います。

「公私協調事業 神奈川の高校展2022」について、報告は以上です。

教育長

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございますか。よろしいですか。それでは、ご質問がないようですので、日程第1の報第3号に移りたいと存じます。

報第3号

第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

説明者 信太生涯学習課長

生涯学習課長 それでは、ファイル01の報第3号をお開きください。「第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」です。この度、神奈川県公立小学校長会長、神奈川県公立中学校長会長及び神奈川県議会議長から委員の推薦があり、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育長が事務を臨時に代理し、委員の委嘱をしましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の（2）に基づき、今回報告させていただくものです。

次のページの報第3号関係の「神奈川県生涯学習審議会委員新旧名簿（第15期）」をご覧ください。表の右側が旧委員、左側が新委員の名簿となっており、新委員の欄

に太枠でお示ししているのが今回委嘱した方です。表の中ほど、神奈川県公立小学校長会から推薦の橋本 恵美子氏、その三つ下、神奈川県公立中学校長会から推薦の小番 奈緒美氏、表の一番下、神奈川県議会議長から推薦の山本 哲氏の3名です。新委員の選定理由等については、次のページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

報第3号についての説明は以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それではご質問がなければ、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

令和4年5月27日

会議録作成者 書記 中村 怜